

平成 29 年度第 2 回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 次第

日 時：平成 30 年 2 月 26 日（月）
午後 1 時 30 分～

会 場：上越市役所 401 会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 第 4 次人にやさしいまちづくり推進計画に係る平成 29 年度実施計画の進捗状況
について

(2) 第 4 次人にやさしいまちづくり推進計画に係る平成 30 年度実施計画について

※資料は、議題(1)(2)共通

- ・ 事前配付資料 1…第 4 次人にやさしいまちづくり推進計画の進捗状況について
- ・ 事前配付資料 2…第 4 次人にやさしいまちづくり推進計画 平成 29 年度実施
計画進捗状況及び平成 30 年度実施計画

4 その他

5 閉 会

第4次人にやさしいまちづくり推進計画の進捗状況について

1 平成29年度実施計画の進捗状況

(1) 目標達成状況

第4次人にやさしいまちづくり推進計画 平成29年度実施計画に掲げた87事業について評価を行った結果、67事業が目標達成（100%以上）、18事業が目標をほぼ達成（80%以上）している。この2つを合わせた割合が全体の97.7%に達していることから、計画に沿って各種事業を推進することができた。

基本方針	施策の方向	資料2対応ページ	事業数	担当課の評価			
				A	B	C	D
1 誰もが理解し合えるまちづくり	人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	1	1			
	相談・支援体制	1～2	11	11			
2 誰もが学べるまちづくり	自立・共生を目指す学校教育環境の充実	3	3	1	2		
	市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	3～4	3	3			
3 誰もが働けるまちづくり	雇用機会の創出	4	5	4	1		
	職業能力や人材の育成	5	3	3			
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	健診・保健指導等の推進	5～6	6	4	2		
	地域医療体制の充実	6	3	3			
	高齢者福祉の推進	6～7	10	8	2		
	障害者福祉の推進	8～9	11	8	3		
	子育て・療育支援の充実	10	2	2			
5 誰もが互いに支え合うまちづくり	ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり	10～11	6	4	2		
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	防災対策や避難支援体制の充実	11～12	5	3	1	1	
	自主防災活動の推進	12	1		1		
	防犯対策の充実	12	3	3			
	除雪対策の充実	12～13	5	3	2		
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	13	1	1			
	民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	13	1			1	
	誰もが暮らしやすい住居環境の整備	13	2	2			
8 誰もが移動しやすいまちづくり	安全・安心な歩道・道路の整備	14	3	2	1		
	地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行	14	2	1	1		
合計			87	67	18	2	

凡例 A：目標達成（100%以上） B：目標はほぼ達成された（80%以上） C：目標に達しなかった
D：事業の実施せず

(2) 未達成の理由

C 評価（目標に達しなかった）だった事業の状況…2 事業

資料2対応ページ	基本方針	事業内容	理由	改善策
11	6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	No.66 災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	津波及び洪水ハザードマップについて、県の浸水想定作業の遅れに伴い、年度内の改定が未実施となったため。	<ul style="list-style-type: none">・平成 29 年 11 月 15 日に県の新たな津波浸水想定が公表されたことから、平成 30 年度以降に改めて県とともに津波対策の方向性について検討を行う。・今年度末までに新たな県の洪水浸水想定が公表されるため、平成 30 年度に国及び県の新たな洪水浸水想定に基づき、避難場所の見直し等を行い、現行のハザードマップを更新し、全戸配布する。
13	7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	No.80 民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導・助言を行います。	新潟県福祉のまちづくり条例に基づく事前協議を行った全 20 件について、当該事業者に対し、整備基準への適合を呼び掛けたが、費用や時間の面での制約等の理由から、17 件で協力が得られなかったため。	<ul style="list-style-type: none">・事前協議の際に、誰もが利用しやすい施設への配慮について理解いただくよう、今後も引き続き事業者へ働きかける。・新潟県建築士会上越支部の会合で、誰もが利用しやすい施設を整備することの必要性を説明し、設計者側の意識啓発を図る。

2 平成 30 年度実施計画

第 1 回推進会議における、委員からのご意見・ご提言を踏まえつつ、人にやさしいまちづくり推進計画に基づき実施する各事業について、担当課において検討を行った。

(1) 登載事業数

平成 29 年度から継続となる事業数は 76 事業であり、全体の 83.5%を占めている。新規が 2 事業、拡充・見直しが 13 事業で、合計 91 事業で実施することとした。

基本方針	事業数	担当課の評価				
		新規	拡充	見直し	継続	
						うち 分割
1 誰もが理解し合えるまちづくり	12(12)		1		11	
2 誰もが学べるまちづくり	6(6)		1	1	4	
3 誰もが働けるまちづくり	8(8)		1	1	6	
4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	32(32)		4		28	
5 誰もが支え合うまちづくり	6(6)		2	1	3	
6 誰もが安心して暮らせるまちづくり	14(14)				14	
7 誰もが快適に暮らせるまちづくり	6(4)	2			4	
8 誰もが移動しやすいまちづくり	7(5)		1		6	3
合 計	91(87)	2	10	3	76	3

※1 事業数の()内は、平成 29 年度の数値

※2 『地域公共交通の利便性の向上と安全・安心な運行』の取組強化が必要であるとの意見を踏まえ、平成 29 年度は 1 事業としてまとめて登載していた「鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金」、「時刻表や啓発資料の作成」、「福祉タクシー車両導入への支援等」を個々に分割し、3 事業として進捗することとした。(No.89、90、91 (資料 2…14 ページ))

1

(2) 新規、拡充・見直し事業

○新規登載事業 (2 事業)

・検討の方向

第 1 回推進会議でのご意見を受け、基本方針 7「誰もが快適に暮らせるまちづくり」、基本方針 8「誰もが移動しやすいまちづくり」の強化を検討した。

区分(担当課)	事業内容 (資料 2)	検討の内容
新規登載 (建築住宅課)	No.83 空き家 等対策 事業 (13 ページ)	今後、空き家が増えていくことが想定される中、周辺の住居環境への影響も懸念され、空き家対策も必要ではないかとの意見があった。 住宅が空き家になり、その空き家に倒壊の恐れが生じたり、環境面で保全がなされないなど、周辺の住居環境に影響を及ぼすことに対し、安全で暮らしやすい生活環境の確保が必要であることから、「空き家等対策」事業を新規で登載することとした。
新規登載 (文化振興課)	No.84 雁木の 保存・活 用に する 補助 金 (13 ページ)	市政モニターアンケートの中で雁木下通路の障壁に関する声が多数あったことに対し、解消に向けた対策が登載されていないとの意見があった。 雁木下通路の段差解消への対策強化が必要であることから、「雁木の保存・活用に関する補助金」の交付事業を新規で登載することとした。
登載しない (産業振興課)	買い物 弱者に 対する 事業	高齢者の交通弱者への対策が必要との意見があり、移動販売車等による買い物弱者への取組団体に対し補助金を交付する事業の搭載を検討したが、平成 25 年度以降実績がないため、登載しないこととした。

○拡充・見直し事業（13事業）

区分	件数	資料2 対応ペ ージ	事業内容	拡充・見直しの内容
拡充	10件	1	No.1 人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインに関する普及啓発	広報上越に特集記事を掲載し、普及啓発を図る。また、新規に地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施する。
		3	No.15 奨学金の貸付	奨学金の貸付要件を見直し、利用しやすい制度とする。
		5	No.26 女性の社会参画等の支援	新規に雇用政策専門員による相談窓口を月1回開設する。
		6	No.32 後期高齢者の健康増進や各種検診の実施	過去3年間に健診を受診した人への個別通知を、過去5年間に受診した人へ通知するよう拡大する。
		8、10	No.50、58 子どもの発達・発育に関する支援	こども発達支援センター紹介パンフレットの作成ほか、休日にセンター体験・見学を新規に開催する。
		9	No.53 障害のある人の外出支援	タクシー券の金額を1人当たり19,000円から24,000円に増額する。
		10	No.62 生活支援サービス提供のための体制の構築	有償ボランティア養成講座の開催回数を増やし、フォローアップ研修会を開催する。
		11	No.63 高齢者の見守り体制の構築	認知症サポーター養成講座の開催回数を増やす。
見直し	3件	3	No.14 就学等支援	新入学児童への物品購入費用支給時期を入学前に変更する。
		5	No.24 ひとり親家庭の就労支援	「母子自立支援員」とされていた名称を「母子・父子自立支援員」と変更する。
		10	No.59 ボランティアセンターの活動支援	市民活動団体の意向を踏まえ、市民活動交流会の開催回数を減らす。

第4次人にやさしいまちづくり推進計画 平成29年度実施計画進捗状況及び平成30年度実施計画

事前配付資料2

第4次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	平成29年度					平成30年度					担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向				新規・拡充	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容		
1	誰もが互いを尊重し理解し合えるまちづくり	(1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。	①人にやさしいまちづくりの普及啓発	1	人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。	・職員研修 ・教職員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布	－	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れられたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。 人にやさしいまちづくり推進の取組の理解割合28%、ユニバーサルデザインの理解割合48%(いずれもH31到達目標)	・採用3年目職員研修の実施 1回 ・教職員研修の実施 1回 ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・広報上越による市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施	A:目標達成(100%以上)	・市政モニターアンケートによる、人にやさしいまちづくり推進の取組の理解度は34.4%となり、現段階では目標を達成している。今後更に周知活動を強化し理解度を高めるとともに、あらゆる障壁の減少に向け努める。	拡充	有	・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れられたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。 人にやさしいまちづくり推進の取組の理解割合28%、ユニバーサルデザインの理解割合48%(いずれもH31到達目標)	・採用3年目職員研修の実施(1回) ・教職員研修の実施(1回) ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・広報上越による特集記事の掲載等、市民への普及啓発 ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する授業の実施や出前講座の実施依頼	共生まちづくり課
			②相談・支援体制の充実	2	様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利を行使できるよう保障するための環境を作ります。	・障害のある人の権利擁護の取組を推進	新規	有	・地域における障害者差別に関する相談事例に係る情報の共有・協議を行うほか、講演会を開催して、広く市民から理解してもらう。 ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、以下の取組を行った。 ：関係機関が対応した事例の共有、差別解消に資する取組の共有・分析等の実施(会議開催：年2回) ：差別解消に資する取組の周知や障害特性の理解促進のための講演会の開催(1回)	A:目標達成(100%以上)	・平成29年4月に上越市障害者差別支援協議会を設置。差別に関する関係機関との連携体制を整えた。 ・職員に対して、差別に関する研修会を2回実施した。 ・イベントを通じて差別に関する市民への啓発活動を実施した。	－	有	・障害を理由とする差別に関する相談に対応し、差別事例の対応改善や再発防止策の実施に取り組む。 ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、以下の取組を行う。 ：関係機関が対応した事例の共有、差別解消に資する取組の共有・分析等の実施(会議開催：年2回) ：障害のある人や障害特性などにかかわるテーマの講演会等の開催(1回以上)	福祉課		
				3	障害児や障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。	・基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業の実施 ・障害福祉サービス及び放課後デイサービスの実施	－	有	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターを中心に、市内相談支援事業所と連携し、より相談しやすい相談支援環境を整える。 ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。 【具体的な取組】 ・計画相談事業所職員によるテーマ検討(ケアマネジメント連絡会 12回開催) ・個別の相談ケースのケース検討会(毎週水曜日開催) ・随時の基幹相談支援センターと計画相談事業所の連携	A:目標達成(100%以上)	・支援を必要とする障害のある人の対応について、基幹相談支援センターを中心に、ケース検討を行い、支援を行った。 ・計画相談事業所と連携し、相談対応や戸別訪問を実施し、サービスを必要とする方に対しての周知及び提供を行うことができた。	－	有	・障害のある人等の生活全般に関する悩みについて、基幹相談支援センターを中心に、市内相談支援事業所と連携し、より相談しやすい相談支援環境を整える。 ・障害福祉サービス及び放課後等デイサービスについて、相談支援専門員と連携し、必要な障害福祉サービス等を適正に提供する。 【具体的な取組】 ・計画相談事業所職員によるテーマ検討(月1回) ・個別の相談ケースのケース検討会(週1回) ・随時の基幹相談支援センターと計画相談事業所職員の連携	福祉課		
				4	家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・指導などを行うための相談体制を整備します。	・女性相談の実施	－	有	・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。 相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	A:目標達成(100%以上)	・寄せられる様々な相談に対し、関係課及び関係機関とも連携・協力しながら、適切な対応を図ることができた。 ・女性相談に起因する苦情は寄せられていない。	－	有	・適切な支援・助言等を行うことで相談者が安心して生活を送れる状態にする。また、配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携しながら、安全確保が図られる状態にする。	相談員 3人 相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) ※日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制)	共生まちづくり課(男女共同参画推進センター)	
				5	高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。	・高齢者相談の実施	－	有	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の相談対応能力の向上に向けた研修会を開催して、相談に適切に対応できるようにする。	A:目標達成(100%以上)	・地域包括支援センターによる高齢者相談の実施 ・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度についての研修会の実施(1回)	・地域包括支援センターによる高齢者相談を実施 ・地域包括支援センター職員向けの成年後見制度についての研修会を開催して、相談に適切に対応できるようにする。	－	有	・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の相談対応能力の向上に向けた研修会を開催して、相談に適切に対応できるようにする。	高齢者支援課	
				6	外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。	・外国人相談の実施	－	有	・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようにする。	A:目標達成(100%以上)	・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設した。 月曜・木曜(13:00～17:00)、土曜(9:00～13:00) その他緊急の相談にも対応した。	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った。	－	有	・外国人相談窓口において、相談者の問題解決に向けた支援を行い、安全・安心な生活を送ることができるようにする。 ・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 月曜・木曜(13:00～17:00)、土曜(9:00～13:00) その他緊急の相談にも対応する。	共生まちづくり課	

第4次人まち計画での位置付け				平成29年度							平成30年度					
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	新規・拡充	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課
			7	子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。	・子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応(訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流) ・要保護児童対策地域協議会の運営 ・いじめ問題対策連絡協議会等の運営	拡充	有	・子どもの虐待予防の推進について、関係機関と連携し、児童虐待のサインである子どもの気になる様子を見逃さず、敏感にとらえ、保護者等の育児不安の解消等、必要な支援を早期に実施することにより、児童虐待の発生予防に努める。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら学校を支援し早期解決する。	・子どもの虐待予防の推進について、要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者会議を開催するとともに、必要に応じて個別ケース会議を開くなど、関係機関等と連携し、また、社会福祉士及び家庭相談員等による相談体制を整え支援にあたった。 ・新たに児童発達支援専門員、相談支援員を配置し、教育委員会との連携の充実を図った。 ・上越市子どもの虐待防止ハンドブックを改正し町内会・関係機関に配布し、早期発見・対応に努めた。 ・市内全小中学校を訪問し、事件教育など子どもの権利を守るための教育の推進について指導した。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施した。 ・市内全小学校に定期的にカウンセラーを派遣し、子ども・保護者・教職員の相談体制を整えた。 ・年1回、市内全小中学校の主に管理職に対し、虐待の通告にかかわる研修会(悉皆)を開催し、教職員の資質の向上を図った。 ・いじめ問題対策連絡協議会を年2回開催し、関係団体との情報交換を行い、各関係団体がいじめの未然防止にかかわる取組について連携を図った。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努めた。	A:目標達成(100%以上)	・要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者会議や必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係機関等と問題解消に向け連携を図った。 ・新たに相談員を配置し、学校や家庭からの相談にあたり、必要に応じて学校と保護者の間に入り迅速な子育て支援を行った。 ・児童虐待防止推進月間に合わせ町内会へのチラシの配布、広報上越やFM-Jで虐待に関する相談窓口の周知を行った。 ・市内小・中学校、保育園の職員を対象に児童虐待の早期発見・対応について研修会を開催した。(すこやかなくらし包括支援センター) ・子どもの権利学習テキスト「えがお」を使用し、上越市立のすべての小中学校において子どもの権利について学習した。また、相談窓口の周知を行った。(こども課)	-	有	・子どもの虐待予防の推進について、関係機関と連携し、児童虐待のサインである子どもの気になる様子を見逃さず、敏感にとらえ、保護者等の育児不安の解消等、必要な支援を早期に実施することにより、児童虐待の発生予防に努める。 ・子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 ・虐待、いじめ、差別などから子どもの権利が侵害されないよう、教職員の研修を充実し、資質を高める。 ・いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら学校を支援し早期解決する。	・子どもの虐待予防の推進について、年1回要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催するとともに、必要に応じて個別ケース会議を開くなど、関係機関等と連携し、また、社会福祉士及び家庭相談員等による相談体制を整え支援にあたる。 ・児童発達支援専門員、相談支援員を配置し、教育委員会との連携の充実を図る。 ・市内全小中学校を訪問し、事件教育など子どもの権利を守るための教育の推進について指導する。 ・子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 ・市内全小学校に定期的にカウンセラーを派遣し、子ども・保護者・教職員の相談体制を整える。 ・年1回、市内全小中学校の主に管理職に対し、虐待の通告にかかわる研修会(悉皆)を開催し、教職員の資質の向上を図る。 ・いじめ問題対策連絡協議会を年2回開催し、関係団体との情報交換を行い、各関係団体がいじめの未然防止にかかわる取組について連携する。 ・学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST(上越あんしんサポートチーム)が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。	すこやかなくらし包括支援センター こども課 学校教育課
			8	悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。	・市民相談の実施	-	有	・市民の多様な民事に係る相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。	・市民相談員1人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	A:目標達成(100%以上)	・庁内関係課との連携により、多様な相談に対し適切な窓口を案内した。	-	有	・相談者の悩みに適切に応じ、不安を解消し、市民生活の安定及び向上を図る。	・市民相談員1人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	市民課 (市民相談センター)
			9	消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。	・消費生活相談の実施	-	有	・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害を防止する。	・消費生活相談員2人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	A:目標達成(100%以上)	・相談に適切に対応するよう、最新の情報を収集するとともに、講座等の啓発活動を実施した。	-	有	・消費者の権利の尊重及びその自立の支援を目的とする消費者基本法及び消費者安全法の基本理念の下、消費者被害防止の啓発活動を推進し、消費生活の安定を図る。	・消費生活相談員3人 ・相談時間 月～金曜日 8:30～17:15	市民課 (消費生活センター)
			10	外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。	・日本語教室の開催	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行った。 水曜・金曜(9:30～11:00)、木曜(17:30～19:00)、土曜(10:00～11:30)	A:目標達成(100%以上)	・外国人市民に向けた生活日本語教室では、希望に応じ、全ての教室に保育ルーム開設するなど、受講者のニーズにあった学習環境を提供した。	-	有	・外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。	・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 水曜・金曜(9:30～11:00)、木曜(17:30～19:00)、土曜(10:00～11:30)	共生まちづくり課
			11	ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。	・通常より文字を大きく、行間を広くした特集記事の作成(年2回以上)	-	有	・年代を問わず、より多くの市民に広報紙が読まれ、内容が伝わるようユニバーサルデザインやメリハリのある紙面編集を行う。	・広報上越の特集記事を年2回(6月1日号、10月1日号、2月1日号)、ユニバーサルデザインの視点で作成した。	A:目標達成(100%以上)	・通常より文字を大きく、行間を広くした特集記事を年3回作成した。	-	有	・内容が伝わるようユニバーサルデザインやメリハリのある紙面編集を行い、年代を問わず、より多くの市民に広報紙が読まれるようにする。	・広報上越の特集記事を年2回、ユニバーサルデザインの視点で作成する。	広報対話課
			12	広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。	・市ホームページの翻訳機能(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体)) ・市勢要覧の翻訳資料発行(英語、韓国語、中国語(簡体、繁体))	-	有	・外国人も含め閲覧者に見やすく、分かりやすい情報を提供できるようホームページや資料の内容を掲載・更新時に点検し、改善する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示した。	A:目標達成(100%以上)	・ホームページや資料の内容を掲載・更新時に点検し、改善した。	-	有	・外国人も含め閲覧者に見やすく、分かりやすい情報を提供できるようホームページや資料の内容を掲載・更新時に点検し、改善する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。	広報対話課

第4次人まち計画での位置付け				平成29年度							平成30年度					
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	新規・拡充	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	担当課
2	誰もが個性の力を発揮できるような学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します。	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。	①自立・共生を目指す学校教育環境の充実	13	特別な支援を必要とする児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。	—	有	・就学アドバイザーによる就学相談 ・巡回相談員による学校訪問 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築	・就学アドバイザー(2人)による就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにするようにした。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図った。 ・教育補助員などを配置し、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させた。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行った。	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・就学アドバイザー(2人)が園訪問をして就学相談を行ったことにより、保幼小のつなぎをスムーズに行うことができた。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で、多くの学校で校内の特別支援教育体制の構築を図ることができた。 ・教育補助員などを配置することで、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行うことができ、校内の支援体制を充実させることができたが、まだマンパワー不足の学校もある。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行うことができた。	—	有	・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようになる。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行う。	・就学アドバイザー(2人)による就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。 ・障害の特性に応じた合理的配慮のためのインクルーシブ教育システムの構築に関して、各学校への周知やケース会議での助言等を行う。	学校教育課
				14	家庭の経済的負担を軽減するため、入園・保育や就学にかかる費用を補助します。	—	有	・幼稚園児:対象となる園児の保護者に対し、入園料・保育料の一部又は全部を、補助又は減額することにより経済的負担を軽減する。 ・児童生徒:対象となる保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を補助することにより経済的負担を軽減する。	・幼稚園児:入園料、保育料の補助 ・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助	A:目標達成(100%以上)	・市立幼稚園の保育料について、市の減免基準に基づき保育料の一部または全部を減免した。(減免対象者28人、減免月額148,016円※月によって変動あり) ・小中合わせて約1,800人に就学援助費を支給し、経済的負担の軽減に努めた。	見直し	有	・幼稚園児:対象となる園児の保護者に対し、入園料・保育料の一部又は全部を、補助又は減額することにより経済的負担を軽減する。 ・児童生徒:対象となる保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を補助することにより経済的負担を軽減する。 ※新入学の児童生徒については、物品の費用を入学前に支給する。 小学校:1,141人 95,464千円 中学校:713人 87,258千円	・幼稚園児:入園料、保育料の補助、減免 来年度在籍園児見込み数:75名(うち、多子軽減・所得基準に基づき保育料を減免する) ・児童生徒:学用品の購入費、給食費等の援助 ※新入学の児童生徒については、物品の費用を入学前に支給する。 小学校:1,141人 95,464千円 中学校:713人 87,258千円	学校教育課
				15	高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。	—	有	・徹底した制度の周知を行うとともに、幅広く奨学生の募集を行う。(広報上越、市ホームページ、市内の中学・高校の他、関係する学校等への募集要項の配置等で制度・募集の周知を図る。) ・全体募集人数20人 ・関係機関等への調査により、利用しやすい制度に見直す。	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行った。 ・真に必要な人にとってより利用しやすい制度となるよう、国や県、他の自治体の動向を確認しながら制度の見直しを行った。	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・広報上越及び市ホームページを活用し、制度の周知を行うとともに、市内及び近隣の中学、高校、大学、専門学校など96校へ募集案内を送付し、周知を図ったが、募集人数20名に対して、応募者数が6人であった。 ・奨学金制度の見直しを検討し、成績基準、所得基準、貸付金額、返還期間の拡充、予約募集の導入、入学準備金の新設を平成30年度より実施するが、同時に検討していた給付型奨学金については、平成30年度に引き続き検討することとなった。	拡充	有	・見直し後の制度周知を徹底して行うとともに、幅広く奨学生の募集を行う。(広報上越、市ホームページ、市内の中学・高校の他、関係する学校等への募集要項の配置等で制度・募集の周知を図る。) ・全体募集人数20人	・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。 ・真に必要な人にとって、より利用しやすい制度となるよう、下記のとおり拡充する。 【成績基準】大学1年生等のうち、市民税所得割非課税世帯の人などについて、成績基準を撤廃する。 【所得基準】所得要件を緩和し、扶養状況を考慮する。 【貸付金額】大学生等40千円まで引き上げる。 【募集時期】年度前の予約募集の導入。 【入学準備金】大学生等について、予約募集採用者の内、希望する奨学生を対象に、入学準備金を新設する。 【返還期間】貸付期間の3倍の年数以内まで拡充する。 【給付型奨学金】国及び県制度の動向を踏まえ、市として必要なあり方を検討する。	学校教育課
2	誰もが個性の力を発揮できるような学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します。	(1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。	②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実	16	自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。	—	有	・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。 ・5つの事業の柱のうち、「学びのきっかけづくり」「未来を支える人づくり」「育ち合い、支え合う家庭環境づくり」「地域・現代課題に対応した地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の開催(各年齢期における公民館事業の開催)	・地域の要望を踏まえた公民館事業の開催 H29年度事業開催数 304事業(見込み) うち、実施目標事業 178事業(見込み) 受講者総数 約4,600人(見込み)	A:目標達成(100%以上)	・地域の要望を踏まえながら各年齢期における公民館事業を実施した。 ・実施目標事業数、受講者数ともに当初予定を上回り、学習機会の一層の充実を図った。	—	有	・すべての地区公民館で、各年齢期における事業を開催することにより、生涯を通じて学べる機会の充実を図る。 該当事業:128事業	・すべての地区公民館で、学びのきっかけづくり・未来を支える人づくりに向けた事業を実施する。 該当事業:128事業	社会教育課

第4次人まち計画での位置付け				平成29年度								平成30年度				担当課
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	新規・拡充	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	
			18	子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。	・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援	－	有	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害のある人のスポーツ活動の場の環境整備に協力する。	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供した。 ・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型SC」)を対象に、総合型SC連絡協議会と協議し、各総合型SCの要望に沿えるような内容の研修会を開催した。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣した。 ・障害のある人のスポーツ活動の場の環境整備に協力した。	A:目標達成(100%以上)	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供した。 ・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型SC」)連絡協議会と協議し、各総合型SCの要望に沿える内容の研修会を開催した。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣した。 ・障害のある人のスポーツ活動の場の環境整備に協力した。	－	有	・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害のある人のスポーツ活動の場の環境整備に協力する。	・掲載依頼される各スポーツ教室、大会を市広報で情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型SC」)を対象に、総合型SC連絡協議会と協議し、各総合型SCの要望に沿えるような内容の研修会を開催する。 ・各種スポーツ講習会等にスポーツ推進委員を派遣する。 ・障害のある人のスポーツ活動の場の環境整備に協力する。	体育課 福祉課
3 誰もが働けるまちづくり	(1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。	①雇用機会の創出	19	市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーの開催	－	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催および就職試験の旅費補助を行い市内企業等への就労を支援する。 ・インターンシップは受入登録を90事業者にする。 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーを開催し、地元企業への定着を支援する。	・大学等の市内企業の見学を2回開催 ・ハローワーク上越等と連携して就職ガイダンス等を開催 ・就職促進家賃補助金30件 ・新規学校卒業者就職試験支援補助3件 ・市内外の学校や市内企業等を訪問 ・インターン登録事業所は96事業者 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員3回、中堅社員2回、管理職2回)を開催し244人が参加	A:目標達成(100%以上)	・関係団体と連携して予定した事業を目標どおり実施し、市内企業等への就労を支援するとともに雇用の安定につながる取組ができた。	－	有	・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催および就職試験の旅費補助を行い市内企業等への就労を支援する。 ・インターンシップ登録事業所を110とする。 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナーを開催し、地元企業への定着を支援する。	・大学等の市内企業の見学2回 ・就職ガイダンス等の開催 ・就職促進家賃補助金23件 ・新規学校卒業者就職試験支援補助金7件 ・市内外の学校や市内事業所の訪問 ・若手社員の早期離職を防止するためのセミナー(新入社員3回、中堅社員2回、管理職2回)を開催し、参加人数延べ240人を想定	産業振興課
			20	障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施	－	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し雇用促進と就労の安定を図る。 ・ハローワーク上越管内の障害者の法定雇用率2.03% ・障害者の法定雇用率2.0%	・障害者合同就職面接会等(5回)を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施 ・ハローワーク上越管内の障害者の法定雇用率2.03%(民間)	A:目標達成(100%以上)	・障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を関係機関とともに推進し、ハローワーク上越管内の障害者の法定雇用率2.0%超につながった。	－	有	・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等を開催し、雇用促進を図る。 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施し雇用促進と就労の安定を図る。 ・障害者の法定雇用率2.2%	・障害者合同就職面接会や障害者合同就職面接会等(5回)を開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置を実施	産業振興課
			21	障害のある人の雇用の機会を創出するため、既存の業種にとらわれず多様な業種連携により、新たな分野の開拓に努めます。	・ハローワークや就業・生活支援センターとの連携を図り雇用の促進を図る。 ・農福連携障害者就労支援コーディネーター事業の実施	拡充	有	・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り雇用の促進を図る。 ・過去2か年のモデル事業の成果を踏まえ、農業分野での就労機会の拡大を図るため、受託農作業や新規受入農家の開拓を行う。 ・農業実習体験により障害者の就業や就業意欲の向上につなげる。	・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り雇用の促進を図った。 上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注するとともに、農業・福祉の双方の意識や知識を高めるための研修会を実施した。	A:目標達成(100%以上)	・ハローワークや就業・生活支援センターと連携し雇用の促進を図った。 上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注するとともに、農業・福祉の双方の意識や知識を高めるための研修会を実施した。	－	有	・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り雇用の促進を図る。 ・過去2か年のモデル事業の成果を踏まえ、農業分野での就労機会の拡大を図るため、受託農作業や新規受入農家の開拓を行う。 ・農業実習体験により障害者の就業や就業意欲の向上につなげる。	・ハローワークや就業・生活支援センターと連携を図り雇用の促進を図る。 上越ワーキングネットワークに農作業受託の拡大に向けた委託業務を発注するとともに、農業・福祉の双方の意識や知識を高めるための研修会を実施する。(2回)	福祉課
			22	就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。	・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援	拡充	有	・就労につながらず在宅で暮らしている障害のある人への就労支援を強化するため、就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、訪問活動や就労後の定着支援に重点を置いた取組を実施する。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置する委託業務を発注し、訪問活動や就労後の定着支援に重点を置いた取組を実施した。	A:目標達成(100%以上)	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置する委託業務を発注し、訪問活動や就労後の定着支援を実施した。	－	有	・就労につながらず在宅で暮らしている障害のある人への就労支援を強化するため、就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、訪問活動や就労後の定着支援に重点を置いた取組を実施する。	・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置する委託業務を発注し、訪問活動や就労後の定着支援に重点を置いた取組を実施する。	福祉課
			23	仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。	・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・周知チラシの配布、企業訪問等での意識啓発	拡充	有	・ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行うことで、ハッピーパートナーやえるぼしの登録や認定を増やし、職場環境の改善につなげる。	・ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への利子補給補助0件 ・周知チラシの配布、企業訪問等による意識啓発 ・ハッピーパートナー新規登録企業3社	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・利子補給補助金については利用がなかったが、ハッピーパートナー登録企業は増えており、周知チラシの配布や企業訪問等によりワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進できた。	－	有	・ワーク・ライフ・バランス推進講座を開催するほか広報誌や市のホームページ及び事業所訪問等で情報提供を行うことにより、事業者等に対する意識啓発に取り組み、職場環境の改善につなげる。 ・ワーク・ライフ・バランス推進講座を開催し参加人数延べ65人を想定	産業振興課	

第4次人まち計画での位置付け				平成29年度							平成30年度				担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	新規・拡充	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算計上の有無	目標		具体的な取組内容	
		②職業能力や人材の育成	24	ひとり親家庭の就労支援を行います。	・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成	—	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成 自立支援教育訓練給付金…10件 高等職業訓練促進給付金…6人 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金…0人 ・対象者への制度案内…年4回(郵送)	A:目標達成(100%以上)	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図ることができた。	見直し	有	・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。	・母子・父子自立支援員(名称改正)による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金) ・対象者への制度案内…年4回	こども課	
			25	障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。	・障害者資格取得支援補助金の交付	—	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。障害者の法定雇用率2.0%	・障害者資格取得支援補助19件 ・ハローワーク上越管内の障害者の法定雇用率2.03%(民間)	A:目標達成(100%以上)	・就職機会の拡充のため、資格試験等の受験料及び市外受験会場までの旅費を補助し、ハローワーク上越管内の障害者の法定雇用率向上につながった。	—	有	・障害者の就労機会の拡充を図る。障害者の法定雇用率2.2%	・障害者資格取得支援補助 障害者手帳保持者または特別支援学校高等部在学生の就職機会の拡充のため、資格試験等の受験料及び市外受験会場までの旅費の全部または一部を補助する。	産業振興課	
			26	あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。	・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性サポートセンター事業 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供	—	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。(数値目標:講座を1回以上開催) ・講座等を実施して、女性の再就職を支援する。	・男女共同参画推進センター講座…2講座9回 ・出前講座の開催…2団体2回 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供 ・女性サポートセンター講座の開催5講座	A:目標達成(100%以上)	・各種講座の実施や適切な情報の提供により、市民の意識啓発及び女性の再就職支援を図ることができた。	拡充	有	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催や、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲示・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性労働者の福祉の増進と地位の向上に資する講座の開催及び相談窓口の開設	・男女共同参画推進センター講座、出前講座の開催(男女共同参画推進に関する意義や、基本的知識などに関するセンター講座を全体で11講座以上、出前講座を全体で20講座以上開催する。) ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供 ・女性サポートセンター講座の開催3講座 ・雇用政策専門員による相談窓口の開設(月1回)	共生まちづくり課 (男女共同参画推進センター) 産業振興課	
4	誰もが健康に暮らせるまちづくり	(1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。	①健診・保健指導等の推進	27	安心して妊娠・出産を迎える支援をすとも、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。	—	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続した。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行った。 平均受診率(見込)94.2% ・妊産婦・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施した。	A:目標達成(100%以上)	・妊婦一般健康診査費公費負担を継続し、適切な時期に受診するよう妊婦への周知を行った。 ・乳幼児健康診査受診率は目標を達成する見込みである。未受診者に対してはハガキや電話等による受診勧奨を行った。 ・産婦・新生児訪問については、長期入院や里帰り等の理由により訪問できない家庭以外は、助産師・保健師による訪問を実施した。	—	有	・すべての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。	・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問および低出生体重児等への訪問指導を実施する。	健康づくり推進課	
				28	乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。	・各種予防接種の実施	—	有	・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児、小学生の予防接種について、広報掲載、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時説明等を通じ、引き続き接種勧奨に努めた。 平均接種率(見込)87.12%	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・乳幼児、小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、保育園や幼稚園等でのポスター掲示による勧奨を行った。	—	有	乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。	・乳幼児、小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診での説明等を通じ、引き続き接種勧奨に努める。	健康づくり推進課
				29	幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組めます。	・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)	—	有	・むし歯や歯周疾患の早期予防・早期発見により歯や口腔内の健康の維持・向上を図る。3歳児のむし歯有病率を15%以下を維持する。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を実施。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。 3歳児むし歯有病率(見込)10%	A:目標達成(100%以上)	・1歳児健診から3歳児健診まで半年ごとの歯科健診及び相談、歯科健康教育、フッ化物歯面塗布(希望者)を実施した。 ・1歳児と2歳6か月児健診では集団のブラッシング指導、その他の健診では個別のブラッシング指導を実施した。	—	有	・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践 ・保護者による適切なブラッシングの実践 ・3歳児のむし歯有病率を10%にする。 ・5歳児のむし歯有病率を30%にする。	・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。	健康づくり推進課 保育課 学校教育課
				30	乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。	・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習	—	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年200回以上)	・乳幼児健診・離乳食相談会・保育園における健康学習を実施した。	A:目標達成(100%以上)	・乳幼児健診や離乳食相談会、保育園において、生活習慣の確立のための健康学習を実施した。実施回数は200回以上となる見込み。	—	有	・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年200回以上)	・乳幼児健診・離乳食相談会・保育園における健康学習を実施する。	健康づくり推進課

第4次人まち計画での位置付け				平成29年度										平成30年度				担当課
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	新規・拡充	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容			
			32	後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。	・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。	—	有	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。 受診者数見込5,700人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 受診者数見込 胃がん9,400人、肺がん18,500人、大腸がん15,000人	・引き続き、過去3年間に健(検)診を受けた人への個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促した。 ・各種検診の受診者数見込 後期高齢者検診5,995人 胃がん8,500人 肺がん18,000人 大腸がん14,600人	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施した。また、個別通知や町内会や老人会の健康講座などを通じて受診勧奨を実施した。	拡充	有	・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査を実施する。 受診者数見込6,100人 ・がんの早期発見、早期治療に結びつけるため各種がん検診を実施する。 受診者数見込 胃がん9,000人、肺がん18,500人、大腸がん15,000人	・過去5年間に健(検)診を受けた人への個別通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。	健康づくり推進課		
		(2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。	①地域医療体制の充実	33	平日夜間や休日などにおける急症患者に対して、応急的な診療を行います。	・年間を通じて休日・夜間診療所の開設	—	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数:365日)	A:目標達成(100%以上)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供した。	—	有	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数:365日)	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供	健康づくり推進課 (地域医療推進室)		
				34	牧・くろかわ・吉川・清里・安塚・大島・清里歯科・中ノ俣診療所の存続を図り、地域住民が健康で安心して生活ができるよう支援します。	・各診療所の開設 常設診療所7施設 出張診療所1施設	—	有	・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数:8施設)	A:目標達成(100%以上)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援 (診療所開設数:8施設)	—	有	・各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数:8施設)	・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援	健康づくり推進課 (地域医療推進室)		
				35	中山間地の患者を医療機関へ輸送することにより、医療への不安を解消します。	・中ノ俣地区における患者輸送車の定期運行 ・吉川区川谷地区における患者輸送バスの定期運行	—	有	・無医地区における医療不安を軽減するため、患者輸送車を継続して運行する。 (患者輸送車運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	A:目標達成(100%以上)	・無医地区における医療不安を軽減するため、患者輸送車を運行 (患者輸送車運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	—	有	・無医地区における医療不安を軽減するため、患者輸送車を継続して運行する。 (患者輸送車運行日数:中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金)	・無医地区における医療不安を軽減するため、患者輸送車を運行	健康づくり推進課 (地域医療推進室)		
		(3)誰もが健やかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。	①高齢者福祉の推進	36	要援護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。	・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催	—	有	・訪問による高齢者の生活の実態把握を行い、高齢者支援等についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態と地域に存在する隠れた問題やニーズを把握する。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。	A:目標達成(100%以上)	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会開催(5回)	—	有	・訪問による高齢者の生活の実態把握を行い、高齢者支援等についての情報提供を行うとともに、地域の高齢者の実態と地域に存在する隠れた問題やニーズを把握する。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の資質向上とセンターの機能強化を図る。	・訪問による実態把握と情報発信、情報収集 ・地域包括支援センター職員の研修会開催(年6回)	高齢者支援課		
				37	介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。	・介護サービスの拡充 ・必要な介護保険給付	—	有	・第7期介護保険事業計画(H30～32)の策定に際し、必要な介護サービスの検討を行う。 ・必要な介護サービスの給付	A:目標達成(100%以上)	・介護サービス利用実績の分析を行い、必要な介護サービスを第7期介護保険事業計画に盛り込んだ。 ・必要な介護サービスの給付	—	有	・第7期介護保険事業計画に基づき、必要な介護サービスの給付を行う。	・必要な介護サービスの給付 ・介護サービスの利用実績を分析し、第7期介護保険事業計画の検証を行う。	高齢者支援課		
				38	すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施	—	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域において、住民組織化に向けた市民との協議を継続して実施する。	A:目標達成(100%以上)	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の講座を実施 1,288回 ・社会交流による閉じこもりの予防の講座の実施 2,327回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない11地域自治区で住民組織化の協議を実施→5地区でH30年度からの住民組織の活動が開始となる。	—	有	・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域において、住民組織化に向けた市民との協議を継続して実施する。	・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の実施 1,288回 ・社会交流による閉じこもりの予防の実施 2,985回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区で住民組織化の協議の実施	高齢者支援課		

第4次人まち計画での位置付け				平成29年度							平成30年度				担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	新規・拡充	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算計上の有無	目標		具体的な取組内容
			40	高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけにもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・31施設で高齢者の施設使用料(利用料金)の減免を実施する。	－	有	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流や健康維持を図り、生きがいづくりに寄与する。 ：延べ利用者数 182,000人 ：減免補てん金額 40,095千円	・シニアパスポート協賛事業店をPRするため、店舗等に掲示するステッカーを配布し、利用促進を図った。 ：延べ利用者見込数 185,450人 ：減免補てん金額見込額 40,820千円	A：目標達成(100%以上)	・シニアパスポート協賛事業店に掲示用ステッカーを配布し、利用促進を図った。	－	有	・高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流や健康維持を図り、生きがいづくりに寄与する。 ：延べ利用者数 186,000人 ：減免補てん金額 41,054千円	・シニアパスポート対象施設に、利用実態等の調査を実施する。 ・老人クラブ会員等の高齢者とシニアパスポートの利用方法等について意見交換を行う。 ・シニアパスポートの制度や適切な利用について周知を行う。	高齢者支援課
			41	スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと居場所づくりの推進を図ります。	・スポーツ大会や作品展等の開催	－	有	・スポーツや趣味活動などを通じ、高齢者の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。 ：シニアスポーツ大会 13地区で実施 4,200人 ：シニアゲートボール大会 7地区で実施 720人 ：シニア作品展 ミュゼ雪小町で開催 出展 460点、来場者 1,900人	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行った。 ：シニアスポーツ大会 13地区で実施 4,080人(見込み) ：シニアゲートボール大会 7地区で実施 580人 ：シニア作品展 ミュゼ雪小町で開催 出展 445点、来場者 1,473人	B：目標はほぼ達成された(80%以上)	・老人クラブ連合会を通じて、単位老人クラブ266団体にシニアスポーツ大会等の開催を周知し、参加を呼び掛けた。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを図った。	－	有	・スポーツや趣味活動などを通じ、高齢者の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりに寄与する。 ：シニアスポーツ大会 13地区で実施 4,200人 ：シニアゲートボール大会 7地区で実施 630人 ：シニア作品展 出展 455点、来場者 1,700人	・老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに参加を促す。 ・大会等の開催について、報道機関に情報提供を行い、事業のPRを行う。 ・老人クラブ連合会等と事業の活性化に向けた意見交換を行う。	高齢者支援課
			42	高齢者の福祉の増進と能力を生かした活力ある地域社会づくりを支援するため、シルバー人材センターに補助金を交付します。	・シルバー人材センターへの補助金の交付	－	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進する。 上越市シルバー人材センター補助金 17,801千円	・シルバー人材センターへ補助金を交付することにより、高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進した。 上越市シルバー人材センター補助金見込額 17,801千円	A：目標達成(100%以上)	・シルバー人材センターを支援することにより、高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進した。	－	有	・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進する。 上越市シルバー人材センター補助金 17,801千円	・高齢者の福祉の増進及び地域社会の活性化を推進するため、シルバー人材センターへ補助金を交付する。 上越市シルバー人材センター補助金 17,801千円	高齢者支援課
			43	高齢者の地域福祉活動、教養活動及び健康増進活動への参加を促し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を支援するため、補助金を交付します。	・老人クラブへの補助金の交付	拡充	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。 ：単位老人クラブ補助金 老人クラブ連合会加入団体 交付額 18,326千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 1,709千円 ：老人クラブ連合会連絡協議会 補助金 交付額 7,040千円	・老人クラブ連合会未加入団体対象の補助金制度について、広報上越等で周知を行うとともに、地域で活動している各団体に個別説明を行った。 ・老人クラブ連合会加入団体に、老人クラブ連合会事業開催時に補助金の制度説明を行い、制度利用の促進を図った。 ：単位老人クラブ補助金 老人クラブ連合会加入団体 交付見込額 18,234千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付見込額 769千円 ：老人クラブ連合会連絡協議会 補助金 交付見込額 6,978千円	A：目標達成(100%以上)	・老人クラブ連合会に加入していない団体対象の補助金制度について、広報上越で周知を行うとともに、地域で活動している団体に個別説明を行った。 ・老人クラブ連合会加入団体(266団体)に老人クラブ連合会事業開催時等に補助金制度の説明を行い、制度利用の促進を図った。	－	有	・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。 ：単位老人クラブ補助金 老人クラブ連合会加入団体 交付額 18,081千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 863千円 ：老人クラブ連合会連絡協議会 補助金 交付額 6,965千円	・老人クラブの活性化に向け、老人クラブ連合会の各種事業に対する自己評価等を踏まえ、事業の見直しについて意見交換を行う。 ・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 ：単位老人クラブ補助金 老人クラブ連合会加入団体 交付額 18,081千円 老人クラブ連合会未加入団体 交付額 863千円 ：老人クラブ連合会連絡協議会 補助金 交付額 6,965千円	高齢者支援課
			44	高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場や世代を超えた交流の場を提供します。	・シニアセンターにおける常設ギャラリーの展示、談話室の提供	－	有	・シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館者数 ：本町ふれあい館 13,800人 ：直江津ふれあい館 3,400人	・広報上越で展示会等について周知を行った。 入館者数 ：本町ふれあい館 13,103人(見込み) ：直江津ふれあい館 3,418人(見込み)	B：目標はほぼ達成された(80%以上)	・広報上越で作品展示について周知を行った。	－	有	・シニアセンター(本町ふれあい館及び直江津ふれあい館)を設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場及び世代を超えた交流の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 入館者数 ：本町ふれあい館 13,200人 ：直江津ふれあい館 3,500人	・毎月の広報上越で作品展示について周知を行う。 ・公民館等で活動している団体など新規利用団体による展示が増えるよう、周知を図る。	高齢者支援課
			45	高齢者に関連した行政情報をラジオにより的確にわかりやすく発信します。	・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供	拡充	有	・コミュニティFM放送から、高齢者へ行政情報などがタイムリーに伝わるよう話題を選定するとともに、リスナー増加を目指し、インターネット放送などを取り入れる。	・7月から、インターネット放送を開始するとともに、これまで聴取エリア外であった地域で開催されるイベントなどに出向いて、その様子を伝える出張放送を開始した。	A：目標達成(100%以上)	・予定通りにインターネット放送と出張放送を開始し、継続している。	－	有	・コミュニティFM放送から、高齢者へ行政情報などがタイムリーに伝わるよう話題を選定するとともに、聴取機会を拡充しながら、より身近な情報を提供することでリスナーを増加させる。	・リスナーの拡大につなげるために29年度から開始したインターネット放送を継続するとともに、各地で開催されるイベントや地域の活動などの現場に出向いて、その様子を伝える出張放送を継続する。	広報対話課

第4次人まち計画での位置付け			No.	事業内容	事業計画	平成29年度					平成30年度					担当課
基本方針	基本目標	施策の方向				新規・拡充	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	
		②障害者福祉の推進	46	障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。	・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催	一 有	・地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、施策に反映できるよう実施する。 ・上越市自立支援協議会の開催 全体会議(年2回)、運営調整会議(月1回)、専門部会(月1回)、ケアマネージメント連絡会(月1回)	・各専門部会にて地域課題の抽出及び支援策について検討した。 ・各専門部会の検討について運営調整会議にて情報共有を行うとともに、自立支援協議会への議案提出を行った。 ・自立支援協議会において各専門部会であがった課題及び支援策について検討を行い、市に対して提言を行った。 ・自立支援協議会からの提言を受け、課題解決の支援策について施策反映に繋げた。 ・障害福祉計画の改定に向け、協議会の中で議論を進めた。 【会議の開催状況】 ・上越市自立支援協議会 5回 ・運営調整会議 8回 ・ケアマネ連絡会 12回 ・各専門部会(地域生活支援部会:10回、こども部会:9回、移動支援部会:8回、就労支援部会:9回、権利擁護部会:9回)	A:目標達成(100%以上)	・自立支援協議会を開催し、専門部会での集中的な議論をはじめ、障害福祉に関する地域課題や支援策について検討を進めることができた。 ・平成30年度の上越市障害者福祉計画改定に関して、協議会での議論を反映し、計画の改定を進めた。	-	有	・地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、施策に反映できるよう実施する。 ・上越市自立支援協議会の開催 全体会議(年2回)、運営調整会議(月1回)、専門部会(月1回)、ケアマネージメント連絡会(月1回) ※各専門部会の取組内容については今後協議	・各専門部会にて地域課題の抽出及び支援策について集中的に検討する。 ・各専門部会の検討について運営調整会議にて情報共有を行うとともに、自立支援協議会への議案提出を行う。 ・自立支援協議会において各専門部会であがった課題及び支援策について検討を行い、市に対して提言を行う。 ・自立支援協議会からの提言を受け、課題解決の支援策について施策反映に繋げる。	福祉課	
			47	障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう支援します。	・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。	一 有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを提供する。 必要とする人への適切な支援を実施する。	・障害福祉サービスの給付による生活支援を行った(ヘルパーによる家事支援、障害福祉事業所への通所、短期入所施設の利用など)。 【サービス給付実績】 障害福祉サービス(延べ利用者数) ・障害者サービス 1,501人 ・障害児サービス 187人	A:目標達成(100%以上)	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図った。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを提供する。 必要とする人への適切な支援を実施した。	-	有	・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、福祉サービスを提供する。 必要とする人への適切な支援を実施する。	・障害福祉サービスの給付による生活支援を行う(ヘルパーによる家事支援、障害福祉事業所への通所、短期入所施設の利用など)。 ・平成30年4月の制度改正に伴う対応を行う。(新規サービスの創設。高齢障害者の介護保険制度への円滑な移行) ※移行者目標については、身体障害者で介護保険サービスを利用していない65歳以上の18名のうち、9名以上の移行を見込む。 ※新規サービスについては制度の詳細が明らかとなっていないため、現時点では目標設定は行えない。	福祉課	
			48	心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。	・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成	拡充 有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。 ・9月から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を重度心身障害者医療費助成事業の対象として新たに加えた(県の制度改正に合わせて移行)。 重度心身障害者医療費助成 5,300人 460,828千円(見込み)	・医療費の助成や手当を給付した。 ・9月から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を重度心身障害者医療費助成事業の対象として新たに加えた(県の制度改正に合わせて移行)。 重度心身障害者医療費助成 5,300人 460,828千円(見込み)	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・医療費の助成や手当を給付し、障害のある人の経済的負担を軽減することができた。	-	有	・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。	・医療費の助成や手当を給付する。 重度心身障害者医療費助成 5,370人 466,886千円	福祉課	
			49	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。	・特別な配慮が必要と認められる児童の保育	一 有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れた。 実利用者見込み 322人	A:目標達成(100%以上)	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、適切に保育サービスを提供することができた。	-	有	・集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育を提供する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 実利用者見込み 355人	保育課	
			50	発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者の疾病等により子どもを預かる障害児一時保育を実施	一 有	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施した。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施した。 障害児一時保育利用延件数(実績見込み) 32件	A:目標達成(100%以上)	・一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談や療育を行うことができた。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。	拡充	有	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・子ども発達支援センター紹介パンフレットを作成するほか、休日にセンター体験・見学会を開催する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 42件	すこやかなくらし包括支援センター(こども発達支援センター)		
			51	障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。	・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給	一 有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給した。 ・補装具 470件 43,152千円(見込み) ・日常生活用具 4,374件 43,287千円(見込み)	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	障害のある人が必要とする日常生活用具の給付及び補装具の購入・修理費用の支給し、生活環境の改善や日常生活の向上させることができた。また、平成29年度の目標件数の80%程の執行見込みであるため。	-	有	・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。 ・補装具 476件 47,018千円 ・日常生活用具 4,318件 43,205千円	福祉課		

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	平成29年度					平成30年度					担当課
基本方針	基本目標	施策の方向					新規・拡充	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容	
				52	障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしてもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。	・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施	—	予算不要	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。	A: 目標達成(100%以上)	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。	—	無	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を軽減することにより、外出や交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援する。	・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。	福祉課
				53	障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。	・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成	—	有	・タクシー利用券、燃料券の交付、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成や福祉バスを運行した。 【タクシー利用券等の助成】 タクシー利用券: 2,212人、32,404千円 燃料券: 2,740人、49,978千円 燃料費: 779人、14,801千円 【運転免許取得費の助成】 3件、300千円 【自動車改造費の助成(本人運転)】 5件、500千円 【介護者用自動車改造費の助成】 15件、3,689千円 【福祉バス運行業務】(車両2台) ふれあい号(稼働日: 220日、距離: 27,590 ^千 円) フレンド号(稼働日: 166日、距離: 18,930 ^千 円) ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、平成29年7月に運営協議会を実施。2団体の更新審議の他、事業の運営状況について確認を実施した。	A: 目標達成(100%以上)	・タクシー利用券、燃料券の交付、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進が図られた。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援することができた。	拡充	有	・タクシー利用券、燃料券の交付、自動車改造費等の助成により経済的負担の軽減・社会参加の促進を図る。 ・障害のある人の移動手段確保のため、福祉有償運送実施団体の円滑な運営を支援する(適切な運送の実施の確保と関係者の合意形成)。	・障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用券、自動車改造費等の助成や福祉バスを運行する。 【タクシー利用券等の助成】 タクシー利用券: 2,209人、41,883千円 ※1人あたりの助成額を19,000円から24,000円へ増額 燃料券: 2,736人、49,718千円 燃料費: 778人、14,782千円 【運転免許取得費の助成】 3件、300千円 【自動車改造費の助成(本人運転)】 5件、500千円 【介護者用自動車改造費の助成】 11件、3,700千円 【福祉バス運行業務】(車両2台) ふれあい号(稼働日: 215日、距離: 26,780 ^千 円) フレンド号(稼働日: 176日、距離: 20,110 ^千 円) ・福祉有償運送実施団体の運営の支援(運営協議会の開催・更新手続きの案内等)	福祉課
				54	手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。	・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成	—	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話奉仕員養成講座のカリキュラムを見直し、手話通訳者の早期育成を図る。	・手話通訳者等の派遣により、聴覚に障害のある人のコミュニケーションのスムーズ化を図った。 手話通訳派遣回数: 408回、派遣人数: 541人 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に育成講座を開催した。 手話奉仕員基礎講座(受講人数): 12人	B: 目標はほぼ達成された(80%以上)	・手話通訳者の派遣依頼に対しほぼ派遣することができコミュニケーションもスムーズに行えた。 ・手話通訳者資格取得に向けての講座開催を予定通り実施出来た。	—	有	・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の早期育成と、手話への理解が進むよう市民に向け周知する。	・手話通訳者等の派遣により聴覚に障害のある人のコミュニケーションをスムーズにする。 手話通訳派遣回数: 431回、派遣人数: 579人 ・派遣可能な有資格者が不足しているため、継続的に育成講座を開催と手話への理解が進むよう周知活動の実施。 手話奉仕員入門講座(受講人数): 15人	福祉課
				55	市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。	・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック	—	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示した。また、すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示した。 ・担当者及び広報主任に対し研修会を実施した。	A: 目標達成(100%以上)	ホームページや資料の内容を掲載・更新時に点検し、改善するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう掲載ページをチェックし、必要に応じて修正や削除を指示した。	—	有	・最新情報や緊急時の情報を誰もが迅速かつ的確に入手することができるようホームページの内容を掲載・更新時に点検するとともに、古い情報が掲載されたままにならないよう、適切に管理・運用する。	・各担当課が掲載するページの内容については、掲載前に広報対話課で確認し、必要な修正を指示する。すでに終了している行事など古い情報を見つけた時には随時修正、削除を指示する。	広報対話課
				56	市の広報紙の内容をCDやテープに録音し、視覚に障害のある人に提供します。	・CDやカセットテープによる情報提供	—	有	・視覚に障害のある人へ市の広報紙の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ市の広報紙をCDやカセットテープに録音し情報提供した。	A: 目標達成(100%以上)	・視覚に障害のある人へ市政情報をCD、カセットテープに録音し提供できた。	—	有	・視覚に障害のある人へ市の広報紙の内容を提供する。	・視覚に障害のある人へ市の広報紙をCDやカセットテープに録音し情報提供した。	福祉課

第4次人まち計画での位置付け				平成29年度							平成30年度				担当課	
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	新規・拡充	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算計上の有無	目標		具体的な取組内容
		③子育て・療育支援の充実	57	保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。	・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施	—	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供した。 0・1歳児(実利用者見込み) 1,082人 障害児保育(実利用者見込み) 322人 一時預かり(延べ利用者見込み) 4,954人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み) 18,561人 休日保育(延べ利用者見込み) 601人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供した。 【延べ利用者数(見込み)】 ファミリーヘルプ保育園 8,739人 病児・病後児保育室 4,661人	A:目標達成(100%以上)	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供することができた。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を整え、適切に保育サービスを提供することができた。	—	有	・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる態勢を整え、多様な保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。	・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供する。 0・1歳児(実利用者見込み) 1,168人 障害児保育(実利用者見込み) 355人 一時預かり(延べ利用者見込み) 7,781人 午後7時までの延長保育(延べ利用者見込み) 32,518人 休日保育(延べ利用者見込み) 582人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる態勢を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数(見込み)】 ファミリーヘルプ保育園 8,851人 病児・病後児保育室 5,072人	保育課
			58	(再掲 No.50) 発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。	・子どもの発達及び発育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者の疾病等により子どもを預かる障害児一時保育を実施	—	有	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施した。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施した。 障害児一時保育利用延件数(実績見込み) 32件	A:目標達成(100%以上)	・一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談や療育を行うことができた。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図った。	拡充	有	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止に努め、安全安心な障害児一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	・子どもの発育、発達に関する相談や、発達を促す療育支援を実施する。 ・子ども発達支援センター紹介パンフレットを作成するほか、休日にセンター体験・見学会を開催する。 ・事故やけがのない障害児一時保育を実施する。 障害児一時保育利用延件数(見込み) 42件	すこやかな暮らし包括支援センター(こども発達支援センター)
5	誰もが互いに支え合うための自主的な活動が促進されるまちづくり	(1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進するとともに、ボランティアを必要とする人の利用促進を図ります。	59	共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。	・NPO・ボランティアセンターの運営	—	有	・市民活動への参画促進と市民活動団体同士の連携が図られるよう、市民活動体験ツアーや市民活動交流会(参集目標:20人)、ソーシャルビジネスに関するセミナーを開催するほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・市民活動体験ツアー:2回開催 ・市民活動交流会:交流型5回、テーマ型4回開催 ・上越市ソーシャルビジネス支援ネットワーク(日本政策金融公庫、上越信用金庫、くびき野NPOサポートセンター、市)においてセミナー等を開催 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約270団体・個人)に対して配信	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・参加人数が参集目標に達しない回があったが、アンケートでは満足度が高く、内容に対しては高評価が得られた。メール配信は月2回の定期以外にも必要な情報を随時発信した。	見直し	有	・市民活動への参画促進と市民活動団体同士の連携が図られるよう、市民活動体験ツアーや市民活動交流会(ソーシャルビジネスに関するセミナー、参集目標:20人)を開催するほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。	・市民活動体験ツアー:2回開催 ・市民活動交流会:交流型2回、テーマ型4回開催 (テーマ型交流会においてソーシャルビジネスに関するセミナー等を開催) ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者(約270団体・個人)に対して配信。	共生まちづくり課
			60	地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。	・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談	—	有	・町内会等へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する町内会等へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 (新規実施団体 3団体、フォローアップ団体 2団体の実施)	・町内会等へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援した。 新規実施団体 3団体 フォローアップ団体 2団体	A:目標達成(100%以上)	・新規実施団体 3団体、フォローアップ団体 2団体が取り組み、地域の課題解決に向けた話し合いを行ったことにより、地域に関心をもち、事業に参画していく機運が高まった。	—	有	・町内会等へ地域コミュニティ活動サポート事業の周知を行うとともに、希望する町内会等へアドバイザーの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 新規実施団体:3団体(予定) フォローアップ団体:3団体(平成29年度に実施した団体)	共生まちづくり課	
			61	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	・ファミリーサポートセンターの運営	—	有	・新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	・広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、公民館事業の受講者を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を行った。 ・各種団体等を対象とした説明会(年40開催) ・事業PR講座等(年4回開催)	A:目標達成(100%以上)	・依頼会員のニーズに見合った提供会員を100%調整することができた。	—	有	新規の提供会員を増やすとともに、依頼会員のニーズに見合った提供会員の紹介率を100%とする。	依頼会員からのニーズに対応できるよう提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 ・各種団体等を対象とした説明会(随時開催) ・提供会員養成講座(年4回開催) ・フォローアップ講習会等(年4回開催)	こども課
			62	地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。	新総合事業の訪問型サービスB(有償ボランティアによる家事支援)を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。	—	有	・有償ボランティア養成講座を5回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・有償ボランティア養成講座受講者数80人	・訪問型サービスBの担い手養成のため、有償ボランティア養成講座について、広報上越やチラシなどで周知を行うとともに、各区総合事務所等と連携しながら参加者を募り、制度の利用促進を図った。 ・有償ボランティア養成講座を5回開催 ・有償ボランティア養成講座受講者数103人	A:目標達成(100%以上)	・有償ボランティア養成講座の開催により、有償ボランティア増員を図ることができた。	拡充	有	・有償ボランティア養成講座を6回開催し、有償ボランティア増員を図る。 ・担い手フォローアップ研修を2回開催し、既に活動している有償ボランティアのフォローアップを図る。 ・有償ボランティア養成講座登録者数80人	・訪問型サービスBの担い手養成のため、有償ボランティア養成講座について、広報上越やチラシなどで周知を行うとともに、各区総合事務所等と連携しながら参加者を募り、制度の利用促進を図る。	高齢者支援課

第4次人まち計画での位置付け				平成29年度							平成30年度				担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	新規・拡充	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算計上の有無	目標		具体的な取組内容	
															6		誰もが安心して暮らせるまちづくり
64	高齢者相互の支援やボランティア活動の普及を推進します。	・シニアサポートセンター事業 ・ボランティア助成制度「美助っ人さん」	－	有	・高齢者相互の援助活動を支援し、共に支え合う地域づくりを推進する。	・美助っ人さん制度を適用し、必要となる利用が行われるよう支援した美助っ人さん助成 延べ6,134時間(見込み)	A:目標達成(100%以上)	・有償ボランティアの利用に、費用の一部を助成する美助っ人さん制度を適用し、利用の促進を行った。	－	有	上越市社会福祉協議会、地域包括支援センターなど、関係機関と連携し、支援を必要とする人が確実に助成を受けられるよう、周知を図る。	家事援助を中心とした軽度な支援に有償ボランティア(訪問型サービスB、シニアサポートセンター、ほっと安心生活サポーター)を利用する際、ボランティア利用料の一部を助成する。	高齢者支援課				
65	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。	・安全メールによる情報発信	－	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を適時的確に発信する。 発信件数 255件(年度末見込み)	A:目標達成(100%以上)	・安全メールを活用し適時的確に情報を発信した。	－	有	・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。	・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を適時的確に発信する。	市民安全課				
66	災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。	・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供	－	有	・津波・洪水ハザードマップ(国及び県の新たな津波浸水想定に基づき、改訂予定)及び土砂災害ハザードマップ(県の警戒区域の指定が完了した地区を対象に作成)を作成し市民に広く周知することで災害時の迅速な避難行動と防災意識の高揚を図る。 ・防災行政無線システム等は、保守点検を行い常に使用できる状態を維持する。 ・市民向け防災気象サイトを、公的機関及び民間気象サイトへのリンクページに置き換えることで多彩な防災気象情報を提示し、住民の自主避難の判断を支援するとともに、防災啓発を行う。	・津波ハザードマップは、県の新たな津波浸水想定を受け、当市の津波対策の検討に時間を要することからハザードマップの作成を見送ることとした。 ・洪水ハザードマップは、今年度末までに新たに県管理河川(正善寺川、洪江川)の浸水想定が公表されるため、ハザードマップの作成を見送ることとした。 ・土砂災害ハザードマップは、県の警戒区域の指定が完了した91種類185地区について作成し、関係地区に配布した。 ・防災行政無線システム等の保守点検を行った。 ・市民向け防災気象サイトを公的機関及び民間気象サイトへのリンクページに置き換えて掲示した。	C:目標に達しなかった	・津波及び洪水ハザードマップについて、県の進捗作業が遅れたため、目標に達しなかった。 ・平成29年11月15日に県の新たな津波浸水想定が公表されたことから、平成30年度以降に改めて津波対策の方向性について検討を行うため。 ・今年度末までに新たに県の洪水浸水想定が公表されるため、平成30年度に国及び新潟県の新たな浸水想定に基づき、避難場所の見直し等を行い、現行のハザードマップを更新し、全戸配布する。	－	有	・新潟県が公表した新たな浸水想定を踏まえ、今後の当市における津波対策を検討する。(ハザードマップの作成時期は未定) ・洪水ハザードマップは、平成30年度に国及び新潟県の新たな浸水想定に基づき、避難場所の見直し等を行い、現行のハザードマップを更新し、全戸配布する。 ・新潟県による土砂災害警戒区域の追加指定等に伴い、既存の土砂災害ハザードマップを修正し、関係地区に配布する。 ・防災行政無線システムを確実に使用できる状態を常時保つ。 ・市民向け防災気象サイトとして、公的機関及び民間気象サイト等の外部サイトリンクを集めた「防災気象情報リンク集」を運用する。住民の自主避難の判断に必要な防災情報を提示し早目の対策をとってもらう。またサイトを通じて住民向けの防災啓発を行う。	・新潟県が公表した新たな浸水想定を踏まえ、県とともに今後の当市における津波対策を検討する。 ・洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップを更新する。 ・防災行政無線システム等の保守点検を行う。 ・「防災気象情報リンク集」を運営する。その中で、新たなコンテンツを追加する必要がある場合は対応する。また、リンク切れの確認や、防災啓発ページのリンク追加等も検討する。	危機管理課				
67	要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。	・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。	－	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせた修正を行った。	A:目標達成(100%以上)	・H29年12月に県計画を踏まえた修正を行った。	－	有	・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、当市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。	・県計画の変更に合わせた修正を行う。	市民安全課				
68	要配慮者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。	・要配慮者名簿の充実 ・個別避難計画策定の支援	－	有	・要配慮者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの整備を推進する。	・民生委員の協力を得て新規対象者の的確に把握し、避難行動要支援者の台帳整備を行うとともに、町内会への協力を通じ、個別避難計画の作成の推進を行った。 ・福祉避難所避難対象者の情報の入力、候補者抽出、地図検索等のシステム改修を行った。	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・民生委員の協力を得て避難行動要支援者の台帳整備を行った。また、町内会において個別避難計画の作成率が前年より向上し、88.5%となった。 ・福祉避難所避難対象者の情報入力等の要援護者台帳システム改修を行った。	－	有	・町内会(自主防災組織)における個別避難計画の作成率を95%以上とする。	・民生委員・児童委員の協力を得ながら、避難行動要支援(同意)者名簿を整備するとともに、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察署、消防署、地域包括支援センター等)へ名簿情報を提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 ・個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。	高齢者支援課				

第4次人まち計画での位置付け				No.	事業内容	事業計画	平成29年度					平成30年度					担当課
基本方針	基本目標	施策の方向					新規・拡充	予算上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算上の有無	目標	具体的な取組内容	
				69	災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。	・避難行動要支援者名簿作成 ・ヘルプカード・安全メールの活用	－	有	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人の個別避難計画を作成した。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に災害カード、ヘルプカードを作成した。	A:目標達成(100%以上)	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人の個別避難計画を作成した。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に災害カード、ヘルプカードを作成、配布した。	－	有	・災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行う。	・避難行動要支援者名簿の更新と新たに福祉避難所への避難が必要な人の個別避難計画を作成する。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用に災害カード、ヘルプカードを作成する。	福祉課
		②自主防災活動の推進		70	災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。	・防災アドバイザーの派遣 ・防災資機材等整備等の補助 ・防災士の養成	－	有	・自主防災組織の実効性ある活動促進に向け、防災士会との連携による研修会等を開催するほか、防災士の資格取得や資機材整備等を支援する。 ・自治区単位での防災研修会の開催 12地区	・防災士養成講座の開催 49人養成 ・防災アドバイザーの派遣 40回派遣 ・防災資機材等整備に係る補助交付 4,528千円 ・自治区単位での防災研修会の開催 12地区	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・防災士養成講座の開催や防災アドバイザーの派遣、防災資機材整備に対する支援等については、当初予定していた通り進めることができた。 ・自治区単位での防災研修会は、防災士会との連携不足により市単独での開催となった。	－	有	・自主防災組織の実効性ある活動促進に向け、防災士会との連携による研修会等を開催するほか、防災士の資格取得や資機材整備等を支援する。 ・自治区単位での防災研修会の開催	・防災士養成講座の開催 50人養成 ・防災アドバイザーの派遣 47回派遣 ・防災資機材等整備に係る補助交付 4,528千円 ・自治区単位での防災研修会の開催	市民安全課
		(2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	①防犯対策の充実	71	「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。	・防犯意識の広報啓発 ・防犯教室、講習会の開催 ・防犯情報の提供	－	有	・地域での防犯意識向上に向けた情報提供、啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室、出前講座等を開催する。	・地域での防犯意識向上のため防犯講話の実施 ・上越市防犯週間における町内会、団体等の防犯活動取組の依頼 870団体、32,066人 ・警察、各団体と連携した店舗店頭等での啓発活動の実施 ・幼児、小学生を対象とした防犯教室の実施 33園、45小学校	A:目標達成(100%以上)	・防犯意識向上のため防犯講話や防犯教室を実施した。 ・上越市防犯週間における町内会、団体に対し取組依頼を実施した。	－	有	・地域での防犯意識向上に向けた情報提供、啓発活動を実施する。 ・依頼に応じ防犯教室、出前講座等を開催する。	・地域での防犯意識向上のため防犯講話の実施 ・上越市防犯週間における町内会、団体等の防犯活動取組の依頼 ・警察、各団体と連携した店舗店頭等での啓発活動の実施 ・幼児、小学生を対象とした防犯教室の実施	市民安全課
				72	地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。	・自主防犯活動の推進 ・人材の育成	－	有	・地域における防犯活動への参加意識の向上に向けた活動を実施する。	・110番協力車による、ながらパトロールの実施 登録 5,164台	A:目標達成(100%以上)	・110番協力車によるながらパトロールの実施者の拡充を図り実施した。	－	有	・地域における防犯活動への参加意識の向上に向けた活動を実施する。	・110番協力車による、ながらパトロールの実施	市民安全課
				73	ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。	・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・犯罪の防止に配慮した住宅等の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進	－	有	・地域が安心であると感じる「体感治安」の向上に向けた取組を実施する。	・市立全小・中学校における通学路の安全点検 ・通話録音装置の無償貸与	A:目標達成(100%以上)	・通学路の安全点検等への対応 ・通話録音装置の無償貸与、広報を実施した。	－	無	・地域が安心であると感じる「体感治安」の向上に向けた取組を実施する。	・市立全小・中学校における通学路の安全点検 ・通話録音装置の無償貸与	市民安全課
		(3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。	①除雪対策の充実	74	要援護世帯を支援するため、雪害による安否確認や除雪支援の必要性などを情報収集します。	・雪害による安否確認や除雪支援の必要性等の情報収集	－	有	・要援護世帯情報を的確に把握し、必要に応じて安否確認等に活用する。	・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握・決定する。	A:目標達成(100%以上)	・民生委員の協力を得て、要援護世帯の決定及び助成を行った。 決定世帯 5,887世帯 (2月13日現在)	－	有	・要援護世帯情報を的確に把握し、必要に応じて安否確認等に活用する。	・民生委員に対する対象者要件等の周知を徹底し、支援が必要な世帯を的確に把握する。	高齢者支援課
				75	要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。	・除雪費の一部助成	拡充	有	・民生委員・児童委員への情報提供等により、対象世帯の個別の実態などの的確な把握と助成事務処理を適正かつ迅速に行う。	・民生委員・児童委員に対して的確な情報提供等を行った。 ・複数の職員による効率的な役割分担の下、適正かつ迅速な助成事務を行った。 ・利用しやすい制度とするため、今冬から下記について見直しを実施 ①親族要件の廃止 ②日常生活上欠くことのできない場所(納屋、車庫など)の除雪も助成対象範囲とする 助成見込件数 1,602件 助成見込金額 61,007千円	A:目標達成(100%以上)	・親族要件の廃止について、昨年案で対象外だった世帯からの申請があった。 ・助成対象範囲の拡大について、実際に屋根雪すかしや車庫除雪などが行われている。 ・助成については、支払いが滞らないよう、業務を分担して実績報告書の確認、起票処理を行っている。 助成件数 506件 助成金額 8,666千円 (いずれも2月13日現在)	－	有	・親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直し後の実績等を検証し、助成限度額等の見直しについて検討を行う。	・平成29年度に実施した親族要件の廃止や助成対象となる除雪範囲の見直しを反映した平成29年度冬季の実績等を検証し、助成限度額等の見直しについて検討を行う。	高齢者支援課
				76	通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童の安全確保を図ります。	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進 ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める	－	有	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。(H28:歩道除雪延長L=145km) ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・地域から通学路の除雪要望を受け、実施が可能と判断した路線を、H29年度の除雪計画に反映した。(歩道除雪延長L=0.6kmの延伸) ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し歩行者空間を確保した。	A:目標達成(100%以上)	・地域からの要望を受け、現地確認による精査の結果、歩道除雪延長の延伸を実施し、主に小中学校の通学路の歩行者空間を確保した。	－	有	・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間の通学児童の安全確保を図る。(H29:歩道除雪延長L=146km) ・歩道が未整備の通学路においては、車道を拡幅し、歩行者空間を確保する。	・地域から通学路の除雪要望があった場合、実施が可能と判断した路線について、H30年度の除雪計画に反映し、歩道除雪を実施する。 ・毎年11月に町内会と除雪業者と市の3者で行う、地区別除雪会議の場で地域の意見を集約し、可能な場合、当該年度の除雪作業に反映させる。	道路課(雪対策室)

第4次人まち計画での位置付け				平成29年度							平成30年度				担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	新規・拡充	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算計上の有無	目標		具体的な取組内容	
			78	中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。	・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援	—	有	・以下の3団体で継続的な実施を促すほか、他の区においても新たな取組を働きかける。 かみえちご山里ファン倶楽部(合併前上越市) 中保倉地域振興協議会(浦川原区) NPO牧振興会(牧区)	・以下の3団体で活用継続を働きかけたところ、牧振興会が実施することとなった。 ①かみえちご山里ファン倶楽部(合併前上越市) ※冬期集落保安要員事業を受託しているため当該事業は申請しない。 ②中保倉地域振興協議会(浦川原区) ※小学校統合後、まちづくり活動を見直しており今年度は当該事業を申請しない。 ③NPO牧振興会(牧区)	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・団体の事情により①②は今年度、未実施となったが、③は社会福祉協議会が熱心にボランティア派遣者の募集に取組んでくれており、今後も継続していく(かつ他の区にも派遣を拡大できる)見込みであるため。 ・課題は、(派遣先世帯の把握等を担う)社協の受入団体の掘り起しのため、各総合事務所からの働きかけを継続していく。	—	有	・各区において1団体以上の受入組織(受入窓口)の設立を目指す。 ・受入組織が事業実施地域における要支援者を把握するとともに、派遣団体と調整を行い、要支援者宅へボランティア派遣する。 地域支え合い体制づくり事業補助金 5地区×5万円		自治・地域振興課	
7	誰もが安全かつ快適に暮らせるまちづくり	(1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。	①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進	79	市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等) ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置	—	予算不要	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%とする。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行うことにより、指針に適合した整備を推進した。	A:目標達成(100%以上)	・平成30年1月末現在、適合率は90.0%であるが、構造上やむを得ない理由であり、人的支援で対応することとしていることから達成見込みである。	—	無	・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を100%を目指す。 ※構造上やむを得ない場合等を除く。	・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実にし、整備を推進する。 ・各課の修繕見込みから、内容を確認し、指針適合に結びつける。 ・事前協議での適合率を100%とする。	共生まちづくり課
			②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進	80	民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設(病院、社会福祉施設、商業施設等)の整備に係る協議・指導・助言の実施	—	予算不要	・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を31.8%(H28の適合率)以上とする。	・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を徹底した。 事前協議件数:20件 うち 適合:3件 不適合:17件(適合率15.0%)	C:目標に達しなかった	新潟県福祉のまちづくり条例に基づく事前協議を行った全20件について、当該事業者に対し、整備基準への適合を呼び掛けたが、費用や時間の面での制約等の理由から、17件で協力が得られなかったため。	—	無	・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 ・適合率を31.8%(H28の適合率)以上とする。	共生まちづくり課	
			③誰もが暮らしやすい居住環境の整備	81	在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	—	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。	・工事内容が、被介護者の生活の維持・改善、あるいは介護者の負担軽減のために適切な見地から確認し、必要な助言を行った。	A:目標達成(100%以上)	・120件の現地確認を行い、専門的見地から工事内容等を確認し、必要な助言を行った。	—	有	・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。 ・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的見地から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は10件/月×12=120件/年を目標とする。	高齢者支援課	
			82	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。	・補助金の交付	—	有	・住宅リフォームに関する相談は多々あるが、条件に適合しない等の理由により、助成件数は年3件程度であるため、制度の周知により申請件数の増加を図る。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用の補助を実施。6件 1,655千円(見込み)	A:目標達成(100%以上)	・障害のある人が住み慣れた場所で快適に日常生活を過ごせるよう住環境の整備をを行うことができた。また、近年の助成件数3件を上回る見込みであるため。	—	有	・住宅リフォームに関する相談は多々あるが、条件に適合しない等の理由により、助成件数は年3件程度であるため、制度の周知により申請件数の増加を図る。	・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助する。6件 1,700,000円	福祉課	
			83	空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。	・所有者等による空き家等の適切な管理の促進	—	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行った。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行った。 ・助言指導通知 1回 ・適正管理依頼 2回+随時				新規	有	・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。	・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 ・助言指導通知 1回 ・適正管理依頼 1回	建築住宅課
84	雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助します。	・補助金の交付	—	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・補助率:1/2 補助限度額:400千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助した。(7件)				新規	有	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・補助率:1/2 補助限度額:450千円	・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・8件を予定	文化振興課			

第4次人まち計画での位置付け				平成29年度							平成30年度				担当課		
基本方針	基本目標	施策の方向	No.	事業内容	事業計画	新規・拡充	予算計上の有無	目標	具体的な取組内容(実績見込み)	評価	理由等	方向性	予算計上の有無	目標		具体的な取組内容	
															8		誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します。
86	歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路の防犯灯を整備します。	・防犯灯整備	－	有	・通学路5か所に防犯灯を設置する。 ・既存の防犯灯を適正に管理する。 ・町内会が管理する防犯灯のLED化に要する費用を補助し、LED率が年度末で48.0%となるよう促す。	・新設予算計上箇所(通学路)への防犯灯の設置(5か所) ・市が管理する防犯灯の適正管理 ・町内会が管理する防犯灯のLED化に要する費用の補助の実施。 補助活用(年度末見込み)2,621件、20,444千円分 町内会管理防犯灯LED率(年度末見込み)49.1%	A:目標達成(100%以上)	・予算計上どおり、通学路への防犯灯の設置を行った。 ・市が管理する防犯灯を適正に管理した。 ・防犯灯LED化補助制度を活用してもらうことにより、町内会が管理する従来型防犯灯のLED化が進んだ。	－	有	・通学路3か所に防犯灯を設置する。 ・既存の防犯灯を適正に管理する。	・新設予算計上箇所(通学路)への防犯灯の設置(3か所) ・市が管理する防犯灯の適正管理	市民安全課				
87	交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。	・カーブミラーの整備	－	有	・新設要望を認めた7か所への設置 ・既存のカーブミラーを適正に管理する。	・市が管理するカーブミラーの適正管理 ・新設要望箇所の設置可否判定 ・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置(7か所)	A:目標達成(100%以上)	・予算計上どおり、新設を認めた7か所にカーブミラーを設置した。 ・既存のカーブミラーを適正に管理した。	－	有	・新設要望を認めた17か所への設置 ・既存のカーブミラーを適正に管理する。	・市が管理するカーブミラーの適正管理 ・新設要望箇所の設置可否判定 ・新設予算計上箇所へのカーブミラーの設置(17か所)	市民安全課				
88	地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通の向上と安全・安心な運行	・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編	－	有	・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づき、平成29年4月に名立線、吉川西部循環線、青柳線、上関田線等の再編を実施し、路線バスの利便性、持続可能性を向上させる。 ・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編を継続的に進めるため、次期交通計画の策定に向け、先進地視察(八戸市)、市補助金の将来見通し等の分析、アンケート調査等を行うとともに、乗降調査や実態調査等の経費に係る平成30年度予算要求を行った。	・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づき、平成29年4月に名立線、吉川西部循環線、青柳線、上関田線等の再編を実施した。 ・次期交通計画の策定に向け、先進地視察(八戸市)、市補助金の将来見通し等の分析、アンケート調査等を行うとともに、乗降調査や実態調査等の経費に係る平成30年度予算要求を行った。	A:目標達成(100%以上)	・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づき、平成29年4月に名立線、吉川西部循環線、青柳線、上関田線等の再編を実施し、路線バスの利便性、持続可能性を向上させた。 ・次期交通計画の策定に向け、先進地視察、市補助金の将来見通し等の分析、アンケート調査等を行うとともに、乗降調査や実態調査等の経費に係る平成30年度予算要求を行うなど、検討を開始した。	－	有	・上越市バス交通ネットワーク再編計画に基づき、青田線、斐太線、正善寺線、黒岩線、水野線、南川線、黒井駅線の再編 ・次期交通計画の策定に向けた現状調査(乗降調査、聞き取り調査、住民アンケート等)、庁内関係各課との協議、地区公共交通懇話会等における区内公共交通の検討等を行い、2年をかけてきめ細やかな交通ネットワークを構築	新幹線・交通政策課					
89	※分割・修正 運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組めます。	※分割 ・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保	－	有	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 ・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。 ・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組み、障害者など交通弱者の移動手段を確保する。	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図った。 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 7,989千円 バス運行対策費補助金 89路線 362,415千円 ※同一の路線を再編前後で別路線として扱っており路線数が例年より多くなっている。 ・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成 ・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し補助制度等の情報発信を行った。	B:目標はほぼ達成された(80%以上)	・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金を交付し、生活交通の維持確保を図った。 ・法定協議会や利用者の意見を踏まえ、時刻表や啓発資料の内容に改善を加え、公共交通の更なる利用促進を行った。 ・福祉タクシーの補助制度について、事業者へ情報提供を行ったものの、希望がなかったため福祉タクシーの新規導入に至らなかった。 ・一方、障害のある人が安心して外出できるよう、外出時の見守り支援(移動支援サービス)について、ヘルパーが一人の支援を行う個別支援型とあわせ、ヘルパーが複数人の支援が可能なグループ型の制度検討を行い、平成30年度の予算要求を行った。	－	有	※分割 ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。	※分割 ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 62,595千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 6,539千円 バス運行対策費補助金 72路線 382,465千円	新幹線・交通政策課				
90	※分割 分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組めます。	※分割 ・分かりやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成	－	有								※分割 ・時刻表や啓発資料の内容について、法定協議会や利用者の意見を踏まえてより充実したものとし、継続的な利用促進を図る。	※分割 ・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成	新幹線・交通政策課			
91	※分割 運行の安全性・快適性の向上に取り組めます。	※分割 ・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進	－	有								※分割 ・引き続き、福祉タクシーの導入促進に取り組むとともに、障害のある人が安心して外出できるよう検討し、障害者など交通弱者の移動手段を確保する。	※分割 ・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に対し補助制度等の情報発信を行う。 ・福祉タクシーの導入のほか、公共交通、福祉の支援制度(タクシー利用券、福祉有償運送、移動支援サービス等)を関係機関と連携、見直しを行い利便性の向上を図る。 <タクシー利用券助成額> 1人あたり19,000円から24,000円に増額	福祉課			